

市民意見募集（パブリックコメント）結果

「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の改正について」に対するご意見を募集した結果、19件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の改正について
受付期間	令和元年12月26日（木）～令和2年1月24日（金）
ご意見の件数	11名・19件

■ご意見と市の考え方

No	ご意見	市の考え方
1	条例の改正に賛成です。よろしく申し上げます。	貴重なご意見として承ります。
2	条例の改正について賛成いたします。よろしく申し上げます。	貴重なご意見として承ります。
3	条例案に賛成します。小さなものもどうするのか私達への関わりが出ると思いますので。	貴重なご意見として承ります。
4	①賛成いたします。25haは広すぎる。 ②山口ふもとを少しずつ開発されるのに歯止めがかからない。少しずつやられる場合も、全体としてとらえて欲しい。	①貴重なご意見として承ります。 ②近接する事業区域における電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業が、一体的なものであると認められるときは、これらの事業区域を一の事業区域とみなします。
5	①条例制定時のパブコメでも意見を述べましたが、条例適用面積を25ヘクタール以上にしたのは、やはり間違いでした。今回、1ヘクタール以上の開発面積を対象とすることへの修正案には賛意を表します。 ②しかし、現実には市条例逃れともとれる開発計画もあり、条例の適用の遡及を検討してください。 ③木ノ本地区で計画されている計画など事業者の説明会はおさなりで、住民の質問や疑問に答えることなく説明会さえすれば終わりともいえる態度です。参加者も少なく、地元で計画を全く知らない、または詳しく知らない人がたくさんいます。きちんと地元住民への説明を丁寧に行うように事業者を指導してください。国のガイドラインにも、事業者は地元住民の理解を得るよう書かれています。 ④和歌山市の景観の保全と地元住民の生命と生活を守るためにも、後世に悔いを残さないためにも住民自治を本旨とする自治体行政の役割の発揮をお願いします。	①貴重なご意見として承ります。 ②原則として、条例を遡及して適用することはできません。 ③条例に基づき、事業者には適切に指導を行います。 ④貴重なご意見として承ります。

No	ご意見	市の考え方
6	特になし。「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の改正」の提案する、1.改正の目的、2.対象事業者、3.改正で定める手続きの流れ、の全てに賛同致します。	貴重なご意見として承ります。
7	大規模な太陽光発電設備太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に「1ヘクタール以上25ヘクタール未満」の設備を対象とし、同等の手続きを行う事に賛成です。 1ヘクタールは山林開発においては林地開発許可制度の対象であり、宅地においては3,000坪、田では10反、近隣に開発される太陽光設備として環境に多大な影響を与えます。 環境破壊につながる太陽光発電設備の設置には反対ですが、地球温暖化対策として、近隣きちんとした同意が取られた再生可能エネルギーを推進するためには必要な改正だと考えます。	貴重なご意見として承ります。
8	①近隣住民とは、直接的住民のとらえ方と事業者の考え方がきわめて不明確である。もっと分かり易い近隣を明記すべきです。  ②面積1ha～25ha未満であるなら、許可まで条例に加筆すべきではないか。  ③住民同意を明確化したことは、評価します。説明会の開催の日時等の丁寧な対応は、行政もよろしく指導するよう求めます。  ④改正文は、わかりにくいです。	①太陽光発電設備の設置に伴って環境に一定の影響を受けると認められる者を近隣住民とします。  ②太陽光発電設備設置事業に対しては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において地域住民と適切なコミュニケーションを図ることが求められていますが、具体的な手続等は規定されていないことから、太陽光発電設備の設置に係る事業計画の周知等必要な事項を定めることにより、生活環境、景観その他の自然環境との調和に資することが条例改正の目的になります。  ③条例に基づき、事業者には適切に指導を行います。  ④貴重なご意見として承ります。
9	条例案には賛成です。最近法逃れの案件が目立って来たので心配です。鈴鹿電設のような悪徳業者がはびこる和歌山市としないために頑張って下さい。和泉山脈を開発から守る方法を考えて下さい。	貴重なご意見として承ります。
10	①事業区域の面積を1ha以上25ha未満とすることには賛成します。  ②第3条(7)の近隣住民の項目では、もっと広い範囲の住民も対象にするべきではないでしょうか。山の崩落等により、川の水が堰き止められ一気に流れることによる洪水被害も考えられます。川の両岸に居住する人も近隣住民になるのではないのでしょうか。	①貴重なご意見として承ります。  ②太陽光発電設備の設置に伴って環境に一定の影響を受けると認められる者を近隣住民とします。
11	1 改正の目的及び 2 対象事業者について市の改正(案)に全面的に賛成します。	貴重なご意見として承ります。